

浜中町スポーツ協会スポーツ表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の趣旨により、スポーツの振興発展に尽力し功績顕著な者及びスポーツの優秀な成績を収めた者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 浜中町スポーツ協会は、町民又は町内に在住した者で、スポーツの振興発展に尽力し功績顕著な者及びスポーツの優秀な成績を収めた者を表彰するものとする。

2 前項の表彰は、表彰状及び記念品を贈って行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、スポーツ功労表彰及びスポーツ奨励表彰の2種類とする。

(スポーツ功労表彰)

第4条 スポーツ功労表彰は、スポーツの振興発展に尽力し、功績顕著な個人又は団体に対してスポーツ功労表彰を行う。

(スポーツ奨励表彰)

第5条 スポーツ奨励表彰は、スポーツ競技会において、別表に基づき優秀な成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ奨励表彰を行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年5月に行う。ただし、会長が特に必要と認めるときは、その都度表彰することができる。

(追彰)

第7条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡した場合は、生前の日付に遡って、その遺族（遺族がないときは本人の弔祭を行う者）に第2条第2項の表彰状及び記念品を贈って追彰する。

(表彰の公表)

第8条 浜中町スポーツ協会は、第2条の表彰をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(会長への委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

表彰の基準	全道大会 3位以内入賞者 全国大会 3位以内入賞者
推薦者	浜中町スポーツ協会加盟団体 浜中町スポーツ協会